

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																					
<p>(4) 開設者</p> <p>おこなわれるものについて◎</p> <table border="1"> <tr> <td>01 厚生労働省</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">国</td> </tr> <tr> <td>02 独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>03 国立大学法人</td> </tr> <tr> <td>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>05 国立高度専門医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>06 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07 都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>08 市町村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09 地方独立行政法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 日赤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 済生会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 北海道社会事業協会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 厚生連</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 国民健康保険団体連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 全国社会保険協会連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 厚生年金事業振興団</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 船員保険会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 健康保険組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 共済組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 国民健康保険組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 公益法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 医療法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 私立学校法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 社会福祉法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 医療生協</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27 その他の法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 個人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 厚生労働省	}	国	02 独立行政法人国立病院機構	03 国立大学法人	04 独立行政法人労働者健康福祉機構	05 国立高度専門医療研究センター	06 その他			07 都道府県			08 市町村			09 地方独立行政法人			10 日赤			11 済生会			12 北海道社会事業協会			13 厚生連			14 国民健康保険団体連合会			15 全国社会保険協会連合会			16 厚生年金事業振興団			17 船員保険会			18 健康保険組合及びその連合会			19 共済組合及びその連合会			20 国民健康保険組合			21 公益法人			22 医療法人			23 私立学校法人			24 社会福祉法人			25 医療生協			26 会社			27 その他の法人			28 個人			<p>(4) 開設者</p> <p>おこなわれるものについて◎</p> <table border="1"> <tr> <td>01 厚生労働省</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">国</td> </tr> <tr> <td>02 独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>03 国立大学法人</td> </tr> <tr> <td>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>05 その他</td> </tr> <tr> <td>06 都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07 市町村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>08 地方独立行政法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09 日赤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 済生会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 北海道社会事業協会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 厚生連</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 国民健康保険団体連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 全国社会保険協会連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 厚生年金事業振興団</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 船員保険会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 健康保険組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 共済組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 国民健康保険組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 公益法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 医療法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 私立学校法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 社会福祉法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 医療生協</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 その他の法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27 個人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 厚生労働省	}	国	02 独立行政法人国立病院機構	03 国立大学法人	04 独立行政法人労働者健康福祉機構	05 その他	06 都道府県			07 市町村			08 地方独立行政法人			09 日赤			10 済生会			11 北海道社会事業協会			12 厚生連			13 国民健康保険団体連合会			14 全国社会保険協会連合会			15 厚生年金事業振興団			16 船員保険会			17 健康保険組合及びその連合会			18 共済組合及びその連合会			19 国民健康保険組合			20 公益法人			21 医療法人			22 私立学校法人			23 社会福祉法人			24 医療生協			25 会社			26 その他の法人			27 個人			<p>国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴い、開設者の区分に「05 国立高度専門医療研究センター」を加える。</p>
01 厚生労働省	}			国																																																																																																																																																			
02 独立行政法人国立病院機構																																																																																																																																																							
03 国立大学法人																																																																																																																																																							
04 独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																																																							
05 国立高度専門医療研究センター																																																																																																																																																							
06 その他																																																																																																																																																							
07 都道府県																																																																																																																																																							
08 市町村																																																																																																																																																							
09 地方独立行政法人																																																																																																																																																							
10 日赤																																																																																																																																																							
11 済生会																																																																																																																																																							
12 北海道社会事業協会																																																																																																																																																							
13 厚生連																																																																																																																																																							
14 国民健康保険団体連合会																																																																																																																																																							
15 全国社会保険協会連合会																																																																																																																																																							
16 厚生年金事業振興団																																																																																																																																																							
17 船員保険会																																																																																																																																																							
18 健康保険組合及びその連合会																																																																																																																																																							
19 共済組合及びその連合会																																																																																																																																																							
20 国民健康保険組合																																																																																																																																																							
21 公益法人																																																																																																																																																							
22 医療法人																																																																																																																																																							
23 私立学校法人																																																																																																																																																							
24 社会福祉法人																																																																																																																																																							
25 医療生協																																																																																																																																																							
26 会社																																																																																																																																																							
27 その他の法人																																																																																																																																																							
28 個人																																																																																																																																																							
01 厚生労働省	}	国																																																																																																																																																					
02 独立行政法人国立病院機構																																																																																																																																																							
03 国立大学法人																																																																																																																																																							
04 独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																																																							
05 その他																																																																																																																																																							
06 都道府県																																																																																																																																																							
07 市町村																																																																																																																																																							
08 地方独立行政法人																																																																																																																																																							
09 日赤																																																																																																																																																							
10 済生会																																																																																																																																																							
11 北海道社会事業協会																																																																																																																																																							
12 厚生連																																																																																																																																																							
13 国民健康保険団体連合会																																																																																																																																																							
14 全国社会保険協会連合会																																																																																																																																																							
15 厚生年金事業振興団																																																																																																																																																							
16 船員保険会																																																																																																																																																							
17 健康保険組合及びその連合会																																																																																																																																																							
18 共済組合及びその連合会																																																																																																																																																							
19 国民健康保険組合																																																																																																																																																							
20 公益法人																																																																																																																																																							
21 医療法人																																																																																																																																																							
22 私立学校法人																																																																																																																																																							
23 社会福祉法人																																																																																																																																																							
24 医療生協																																																																																																																																																							
25 会社																																																																																																																																																							
26 その他の法人																																																																																																																																																							
27 個人																																																																																																																																																							
<p>(5) 許可病床数</p> <p>おこなわれるものについて◎</p> <table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>床</td> </tr> </table>	療養病床		床	一般病床		床	合計		床	<p>(5) 許可病床数</p> <p>おこなわれるものについて◎</p> <table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>介護保険適用分(再掲)</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td></td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>床</td> </tr> </table>	療養病床		床	介護保険適用分(再掲)		床	一般病床		床	合計		床	<p>「介護保険適用分(再掲)」については、病院報告で把握できるため、記入者負担を考慮し削除する。</p>																																																																																																																																
療養病床		床																																																																																																																																																					
一般病床		床																																																																																																																																																					
合計		床																																																																																																																																																					
療養病床		床																																																																																																																																																					
介護保険適用分(再掲)		床																																																																																																																																																					
一般病床		床																																																																																																																																																					
合計		床																																																																																																																																																					

【一般診療所票】

新・23年調査(案)		旧・20年調査		変更理由等
(8) 診療科目		(8) 診療科目		
<p>○印はまるものすべてに○</p> <p>01 内科</p> <p>02 呼吸器内科</p> <p>03 循環器内科</p> <p>04 消化器内科(胃腸内科)</p> <p>05 腎臓内科</p> <p>06 神経内科</p> <p>07 糖尿病内科(代謝内科)</p> <p>I 08 血液内科</p> <p>09 皮膚科</p> <p>10 アレルギー科</p> <p>11 リウマチ科</p> <p>12 感染症内科</p> <p>13 小児科</p> <p>14 精神科</p> <p>15 心療内科</p> <p>16 外科</p> <p>17 呼吸器外科</p> <p>18 心臓血管外科</p> <p>19 乳腺外科</p> <p>20 気管食道外科</p> <p>21 消化器外科(胃腸外科)</p> <p>22 泌尿器科</p> <p>23 肛門外科</p> <p>II 24 脳神経外科</p> <p>25 整形外科</p> <p>26 形成外科</p> <p>27 美容外科</p> <p>28 眼科</p> <p>29 耳鼻いんこう科</p> <p>30 小児外科</p> <p>31 産婦人科</p> <p>32 産科</p> <p>33 婦人科</p> <p>34 リハビリテーション科</p> <p>35 放射線科</p> <p>36 麻酔科</p> <p>37 病理診断科</p> <p>38 臨床検査科</p> <p>III 39 救急科</p> <p>40 歯科</p> <p>41 矯正歯科</p> <p>42 小児歯科</p> <p>43 歯科口腔外科</p>		<p>○印はまるものすべてに○</p> <p>01 内科</p> <p>02 呼吸器内科</p> <p>03 循環器内科</p> <p>04 消化器内科(胃腸内科)</p> <p>05 腎臓内科</p> <p>06 神経内科</p> <p>07 糖尿病内科(代謝内科)</p> <p>I 08 血液内科</p> <p>09 皮膚科</p> <p>10 アレルギー科</p> <p>11 リウマチ科</p> <p>12 感染症内科</p> <p>13 小児科</p> <p>14 精神科</p> <p>15 心療内科</p> <p>16 外科</p> <p>17 呼吸器外科</p> <p>18 循環器外科(心臓・血管外科)</p> <p>19 乳腺外科</p> <p>20 気管食道外科</p> <p>21 消化器外科(胃腸外科)</p> <p>22 泌尿器科</p> <p>23 肛門外科</p> <p>II 24 脳神経外科</p> <p>25 整形外科</p> <p>26 形成外科</p> <p>27 美容外科</p> <p>28 眼科</p> <p>29 耳鼻いんこう科</p> <p>30 小児外科</p> <p>31 産婦人科</p> <p>32 産科</p> <p>33 婦人科</p> <p>34 リハビリテーション科</p> <p>35 放射線科</p> <p>36 麻酔科</p> <p>37 病理診断科</p> <p>38 臨床検査科</p> <p>III 39 救急科</p> <p>40 歯科</p> <p>41 矯正歯科</p> <p>42 小児歯科</p> <p>43 歯科口腔外科</p>		<p>心臓血管外科の標ぼうは医療法で認められていたところであり、循環器外科は、平成20年4月1日から標ぼう可能な診療科目が柔軟な方式に変更されたことによりできた診療科目である。よって平成19年度以前から標ぼう可能であった「心臓血管外科」での標ぼうが多数である実態に合わせ、表記を「心臓血管外科」と変更する。</p>

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																			
<p>(17) 専門外来の設置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(17) 専門外来の設置</th> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>禁煙外来</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>助産師外来</td> </tr> </table>	(17) 専門外来の設置		1	禁煙外来	2	助産師外来	<p>新規</p>	<p>○禁煙外来 旧(17)禁煙外来等の「禁煙外来の有無」を引き続き調査する。</p> <p>○助産師外来 妊婦の多様なニーズに応え、助産師を積極的に活用し、産科医師の負担の軽減を図る観点から普及を推進しているものであり、その状況を把握するため調査項目に追加する。</p>													
(17) 専門外来の設置																					
1	禁煙外来																				
2	助産師外来																				
<p>削除</p>	<p>(17) 禁煙外来等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(17) 禁煙外来等</th> </tr> <tr> <td colspan="2">禁煙外来の有無</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ニコチン依存症管理料の算定</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> </tr> </table>	(17) 禁煙外来等		禁煙外来の有無		1	有	2	無	ニコチン依存症管理料の算定		1	有	2	無	<p>○禁煙外来の有無 新設項目の「(17) 専門外来の設置」で把握する。</p> <p>○ニコチン依存症管理料の算定 診療報酬の施設基準の届出等で把握できるため、記入者負担を考慮し削除する。</p>					
(17) 禁煙外来等																					
禁煙外来の有無																					
1	有																				
2	無																				
ニコチン依存症管理料の算定																					
1	有																				
2	無																				
<p>(20) 電子カルテシステムの導入状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(20) 電子カルテシステムの導入状況</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 医療機関全体として導入している</td> <td rowspan="2">活用状況の範囲</td> </tr> <tr> <td>2 医療機関内の一部に導入している</td> </tr> <tr> <td>3 具体的な導入予定がある</td> <td rowspan="2">導入予定時期</td> </tr> <tr> <td>4 導入予定なし</td> </tr> </table>	(20) 電子カルテシステムの導入状況		1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲	2 医療機関内の一部に導入している	3 具体的な導入予定がある	導入予定時期	4 導入予定なし	<p>(20) 電子カルテシステムの導入状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(20) 電子カルテシステムの導入状況</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 医療機関全体として導入している</td> <td rowspan="3">活用状況の範囲</td> </tr> <tr> <td>2 医療機関内の一部に導入している</td> </tr> <tr> <td>3 具体的な導入予定がある</td> </tr> <tr> <td>4 導入予定なし</td> <td rowspan="4">導入予定時期</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	(20) 電子カルテシステムの導入状況		1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲	2 医療機関内の一部に導入している	3 具体的な導入予定がある	4 導入予定なし	導入予定時期				<p>調査時期にあわせた導入予定時期を変更する。 調査事項に変更なし。</p>
(20) 電子カルテシステムの導入状況																					
1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲																				
2 医療機関内の一部に導入している																					
3 具体的な導入予定がある	導入予定時期																				
4 導入予定なし																					
(20) 電子カルテシステムの導入状況																					
1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲																				
2 医療機関内の一部に導入している																					
3 具体的な導入予定がある																					
4 導入予定なし	導入予定時期																				

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																								
<p>(9) 診療状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">(9) 診療状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月30日の在院患者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>9月中に新たに入院した患者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>9月中の退院患者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>9月中の外來患者延数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>初診の患者の数(再掲)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>診療時間外に受診した患者の延数(再掲)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </tbody> </table>	(9) 診療状況		9月30日の在院患者数	人	9月中に新たに入院した患者数	人	9月中の退院患者数	人	9月中の外來患者延数	人	初診の患者の数(再掲)	人	診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人	診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)	人	<p>(9) 診療状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">(9) 診療状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月30日の在院患者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>9月中に新たに入院した患者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>9月中の退院患者数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>9月中の外來患者延数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>初診の患者の数(再掲)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>診療時間外に受診した患者の延数(再掲)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>うち乳幼児(3歳未満)の延数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </tbody> </table>	(9) 診療状況		9月30日の在院患者数	人	9月中に新たに入院した患者数	人	9月中の退院患者数	人	9月中の外來患者延数	人	初診の患者の数(再掲)	人	診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人	うち乳幼児(3歳未満)の延数	人	<p>「乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)」について、診療時間外に受診した患者のうちの再掲であることが分かりやすいよう、「診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)」と変更する。 調査事項に変更なし。</p>																																																																																																																								
(9) 診療状況																																																																																																																																																										
9月30日の在院患者数	人																																																																																																																																																									
9月中に新たに入院した患者数	人																																																																																																																																																									
9月中の退院患者数	人																																																																																																																																																									
9月中の外來患者延数	人																																																																																																																																																									
初診の患者の数(再掲)	人																																																																																																																																																									
診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人																																																																																																																																																									
診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)	人																																																																																																																																																									
(9) 診療状況																																																																																																																																																										
9月30日の在院患者数	人																																																																																																																																																									
9月中に新たに入院した患者数	人																																																																																																																																																									
9月中の退院患者数	人																																																																																																																																																									
9月中の外來患者延数	人																																																																																																																																																									
初診の患者の数(再掲)	人																																																																																																																																																									
診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人																																																																																																																																																									
うち乳幼児(3歳未満)の延数	人																																																																																																																																																									
<p>削除</p>	<p>(12) 健診・保健指導</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">(12) 健診・保健指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病に関連する健診</td> <td>生活習慣病に関連する保健指導</td> </tr> <tr> <td>1 実施している</td> <td>1 実施している</td> </tr> <tr> <td>2 実施していない</td> <td>2 実施していない</td> </tr> <tr> <td>1 医療保険者からの委託による</td> <td>1 医療保険者からの委託による</td> </tr> <tr> <td>2 その他</td> <td>2 その他</td> </tr> </tbody> </table>	(12) 健診・保健指導		生活習慣病に関連する健診	生活習慣病に関連する保健指導	1 実施している	1 実施している	2 実施していない	2 実施していない	1 医療保険者からの委託による	1 医療保険者からの委託による	2 その他	2 その他	<p>社会保険診療報酬支払基金の届出で把握できるため、記入者負担を考慮し削除する。</p>																																																																																																																																												
(12) 健診・保健指導																																																																																																																																																										
生活習慣病に関連する健診	生活習慣病に関連する保健指導																																																																																																																																																									
1 実施している	1 実施している																																																																																																																																																									
2 実施していない	2 実施していない																																																																																																																																																									
1 医療保険者からの委託による	1 医療保険者からの委託による																																																																																																																																																									
2 その他	2 その他																																																																																																																																																									
<p>(16) 表示診療時間の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="background-color: #cccccc;">(16) 表示診療時間の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">通常の1週間の診療時間</td> </tr> <tr> <td colspan="8">合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。</td> </tr> <tr> <th>曜日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時 ～ 19時</th> <th>19時 20時</th> <th>20時 ～ 21時</th> <th>21時 ～ 22時</th> <th>22時 以降</th> </tr> <tr> <td>月曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	(16) 表示診療時間の状況								通常の1週間の診療時間								合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。								表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。								曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	休日	1	2	3	4	5	6	7	<p>(14) 表示診療時間の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #cccccc;">(14) 表示診療時間の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">通常の1週間の診療時間 (時間)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">表示診療時間</td> <td colspan="2">通常診療している時間帯に○をつけ、「3」に○をつけた場合は、括弧内に18時以降の表示診療時間を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平日は、診療時間が同じ曜日に○をつけ、まとめて記入してください。</td> </tr> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時以降</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">平日</td> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1 2</td> <td>3 (時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1 2</td> <td>3 (時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1 2</td> <td>3 (時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1 2</td> <td>3 (時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1 2</td> <td>3 (時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>1 2</td> <td>3</td> <td>(時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>1 2</td> <td>3</td> <td>(時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1 2</td> <td>3</td> <td>(時 分 迄)</td> </tr> </tbody> </table>	(14) 表示診療時間の状況				通常の1週間の診療時間 (時間)				表示診療時間		通常診療している時間帯に○をつけ、「3」に○をつけた場合は、括弧内に18時以降の表示診療時間を記入してください。		平日は、診療時間が同じ曜日に○をつけ、まとめて記入してください。					午前	午後	18時以降	平日	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)	土曜日	1 2	3	(時 分 迄)	日曜日	1 2	3	(時 分 迄)	休日	1 2	3	(時 分 迄)	<p>記入者に分かりやすいよう、18時以降の表示診療時間について、記入から時間帯に○をつける方式に変更し、平日の曜日については、○をつける方式からそれぞれの曜日ごとに記入欄を設けるよう変更した。</p>
(16) 表示診療時間の状況																																																																																																																																																										
通常の1週間の診療時間																																																																																																																																																										
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。																																																																																																																																																										
表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。																																																																																																																																																										
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																																			
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																			
(14) 表示診療時間の状況																																																																																																																																																										
通常の1週間の診療時間 (時間)																																																																																																																																																										
表示診療時間		通常診療している時間帯に○をつけ、「3」に○をつけた場合は、括弧内に18時以降の表示診療時間を記入してください。																																																																																																																																																								
平日は、診療時間が同じ曜日に○をつけ、まとめて記入してください。																																																																																																																																																										
	午前	午後	18時以降																																																																																																																																																							
平日	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)																																																																																																																																																							
	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)																																																																																																																																																							
	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)																																																																																																																																																							
	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)																																																																																																																																																							
	(月・火・水・木・金)	1 2	3 (時 分 迄)																																																																																																																																																							
土曜日	1 2	3	(時 分 迄)																																																																																																																																																							
日曜日	1 2	3	(時 分 迄)																																																																																																																																																							
休日	1 2	3	(時 分 迄)																																																																																																																																																							

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																							
<p>(21) 遠隔医療システムの導入状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 遠隔医療システムの導入状況</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">遠隔画像診断</td> <td style="width:10%;">1 有 →</td> <td style="width:10%;">受信</td> <td style="width:15%;">依頼元施設数 (</td> <td style="width:10%;">施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 (</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>遠隔病理診断</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数 (</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 (</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>遠隔在宅療養支援</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元患者数 (</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)		2 無	送信	依頼先施設数 (施設)	遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)		2 無	送信	依頼先施設数 (施設)	遠隔在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 (人)		2 無				<p>(21) 遠隔医療システムの導入状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 遠隔医療システムの導入状況</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">遠隔画像診断</td> <td style="width:10%;">1 有 →</td> <td style="width:10%;">受信</td> <td style="width:15%;">依頼元施設数 (</td> <td style="width:10%;">施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 (</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>遠隔病理診断</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数 (</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 (</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>在宅療養支援</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元患者数 (</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)		2 無	送信	依頼先施設数 (施設)	遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)		2 無	送信	依頼先施設数 (施設)	在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 (人)		2 無				<p>「在宅療養支援」について、遠隔医療システムを使用しているものであることが分かりやすいよう、「遠隔在宅療養支援」と表記を変更する。 調査事項に変更なし。</p>																																																																																											
遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)																																																																																																																																																					
	2 無	送信	依頼先施設数 (施設)																																																																																																																																																					
遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)																																																																																																																																																					
	2 無	送信	依頼先施設数 (施設)																																																																																																																																																					
遠隔在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 (人)																																																																																																																																																					
	2 無																																																																																																																																																								
遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)																																																																																																																																																					
	2 無	送信	依頼先施設数 (施設)																																																																																																																																																					
遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 (施設)																																																																																																																																																					
	2 無	送信	依頼先施設数 (施設)																																																																																																																																																					
在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 (人)																																																																																																																																																					
	2 無																																																																																																																																																								
<p>(22) 医療安全体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 医療安全体制</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">責任者</th> </tr> <tr> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> <th>看護師</th> <th>診療放射線技師</th> <th>臨床検査技師</th> <th>臨床工学技士</th> <th>その他</th> <th>配置していない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> </div>		責任者									医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない	医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			医薬品安全管理	1	2	3	4						<p>(22) 医療安全体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 医療安全体制</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">責任者の資格と専任・兼務の別</th> <th style="width:10%;">医療安全体制(全般)</th> <th style="width:10%;">院内感染防止対策</th> <th style="width:10%;">医療機器安全管理</th> <th style="width:10%;">医薬品安全管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td></td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>7</td><td>7</td><td>7</td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td><td>8</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>配置していない</td> <td>9</td><td>9</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>*専任</td> <td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>兼務</td> <td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="5">院内感染防止対策のための施設内回診の頻度</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ほぼ毎日</td> <td>2</td> <td>週1回以上</td> <td>3</td> <td>月2~3回程度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>月1回程度</td> <td>5</td> <td>月1回未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">患者相談担当者の配置の有無</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>有</td> <td>2</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	責任者の資格と専任・兼務の別	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理	医師	1	1	1	1	歯科医師	2	2	2	2	薬剤師	3	3	3	3	看護師	4	4	4	4	診療放射線技師	5	5	5		臨床検査技師	6	6	6		臨床工学技士	7	7	7		その他	8	8			配置していない	9	9			*専任	1	1	1	1	兼務	2	2	2	2	医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)				3	院内感染防止対策のための施設内回診の頻度					1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度	4	月1回程度	5	月1回未満			患者相談担当者の配置の有無					1	有	2	無		<p>○責任者の資格と専任・兼務の別 記入者に分かりやすいよう、表頭と表側の配置を変更する。 責任者の専任・兼務の別については、一定の傾向が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。</p> <p>○院内感染防止対策のための施設内回診の頻度 一定の傾向が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。</p> <p>○患者相談担当者の配置の有無 一定の傾向が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。</p>
		責任者																																																																																																																																																							
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない																																																																																																																																																
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																		
医薬品安全管理	1	2	3	4																																																																																																																																																					
責任者の資格と専任・兼務の別	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理																																																																																																																																																					
医師	1	1	1	1																																																																																																																																																					
歯科医師	2	2	2	2																																																																																																																																																					
薬剤師	3	3	3	3																																																																																																																																																					
看護師	4	4	4	4																																																																																																																																																					
診療放射線技師	5	5	5																																																																																																																																																						
臨床検査技師	6	6	6																																																																																																																																																						
臨床工学技士	7	7	7																																																																																																																																																						
その他	8	8																																																																																																																																																							
配置していない	9	9																																																																																																																																																							
*専任	1	1	1	1																																																																																																																																																					
兼務	2	2	2	2																																																																																																																																																					
医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)				3																																																																																																																																																					
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度																																																																																																																																																									
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度																																																																																																																																																				
4	月1回程度	5	月1回未満																																																																																																																																																						
患者相談担当者の配置の有無																																																																																																																																																									
1	有	2	無																																																																																																																																																						

【一般診療所票】

新・23年調査(案)

旧・20年調査

変更理由等

(25)手術等の実施状況

(25)手術等の実施状況		前年度の実施件数									
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件								
内視鏡下消化管手術	02		件								
悪性腫瘍手術	03		件								
部位	肺(再掲)	04	件								
	胃(再掲)	05	件								
	肝臓(再掲)	06	件								
	大腸(再掲)	07	件								
	前立腺(再掲)	08	件								
	乳房(再掲)	09	件								
	子宮(再掲)	10	件								
外来化学療法	11		件								
人工透析 (人工透析装置の台数)	12		台								
分娩(正常分娩を含む)	13		件								
帝王切開娩出術(再掲)	14		件								
分娩の取扱											
1 取り扱っている											
2 取り扱っていない											
<table border="1"> <tr> <td>担当医師数(常勤換算)</td> <td>()</td> <td>人</td> <td>小数点以下第2位</td> </tr> <tr> <td>担当助産師数(常勤換算)</td> <td>()</td> <td>人</td> <td>四捨五入</td> </tr> </table>				担当医師数(常勤換算)	()	人	小数点以下第2位	担当助産師数(常勤換算)	()	人	四捨五入
担当医師数(常勤換算)	()	人	小数点以下第2位								
担当助産師数(常勤換算)	()	人	四捨五入								
院内助産所の有無											
1 有											
2 無											

(26)手術等の実施状況

(26)手術等の実施状況		前年度の実施件数									
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件								
内視鏡下消化管手術	02		件								
悪性腫瘍手術	03		件								
胃がん(再掲)	04		件								
胆嚢がん(再掲)	05		件								
大腸がん(再掲)	06		件								
前立腺がん(再掲)	07		件								
乳がん(再掲)	08		件								
子宮がん(再掲)	09		件								
外来化学療法	10		件								
人工透析 (人工透析装置の台数)	11		台								
分娩(正常分娩を含む)	12		件								
帝王切開娩出術(再掲)	13		件								
分娩の取扱											
1 取り扱っている											
2 取り扱っていない											
<table border="1"> <tr> <td>担当医師数(常勤換算)</td> <td>()</td> <td>人</td> <td>小数点以下第2位</td> </tr> <tr> <td>担当助産師数(常勤換算)</td> <td>()</td> <td>人</td> <td>四捨五入</td> </tr> </table>				担当医師数(常勤換算)	()	人	小数点以下第2位	担当助産師数(常勤換算)	()	人	四捨五入
担当医師数(常勤換算)	()	人	小数点以下第2位								
担当助産師数(常勤換算)	()	人	四捨五入								

○悪性腫瘍手術
記入者負担を考慮し、悪性腫瘍手術については、5大がん(肺、胃、肝臓、大腸、乳房)及び行政として動向をフォローすべき子宮、前立腺に絞り把握する。
また、それぞれの表記から「がん」を削除し、部位ごとの表記に変更する。
なお、悪性腫瘍手術の件数については、「社会診療行為別調査」において診療行為別に把握が可能である。

○院内助産所の有無
安全・安心なお産の場を確保するとともに、正常分娩を助産師が担うことで産科医師の負担の軽減を目的とする「院内助産所」について、その設置状況を体系的・網羅的に把握するため、追加する。

(27)歯科設備

(27)歯科設備(歯科診療を行っている場合は)も保有しているものを示す	
1	歯科診療台 () 台
2	デンタルX線装置(アナログ)
3	デンタルX線装置(デジタル)
4	パノラマX線装置(アナログ)
5	パノラマX線装置(デジタル)
6	ポータブル歯科ユニット
7	オートクレーブ
8	吸入鎮静装置

(23) 歯科設備

(23) 歯科設備(診療を行っているものを示す)	
1	歯科診療台 () 台
2	パノラマX線装置
3	オートクレーブ
4	生体モニター
5	超音波歯石除去器
6	口腔内画像処理システム
7	吸入鎮静装置

○「パノラマX線装置」、「生体モニター」、「超音波歯石除去器」、「口腔内画像処理システム」については、おおまかな傾向が把握できたため削除する。

○「デンタルX線装置(アナログ)」、「デンタルX線装置(デジタル)」、「パノラマX線装置(アナログ)」、「パノラマX線装置(デジタル)」、「ポータブル歯科ユニット」について、行政としてより実態を把握する必要性が高いものを追加する。

【一般診療所票】

新・23年調査(案)

(28) 従事者数

(28) 従事者数 (常勤換算係数) (以下第2欄を4倍、第3欄を5倍)			
医師	常勤	01	人
	非常勤(常勤換算)	02	人
歯科医師	常勤	03	人
	非常勤(常勤換算)	04	人
薬剤師	(常勤換算)	05	人
保健師	実人員	06	人
	(常勤換算)	07	人
助産師	実人員	08	人
	(常勤換算)	09	人
看護師	実人員	10	人
	(常勤換算)	11	人
准看護師	実人員	12	人
	(常勤換算)	13	人
看護業務補助者	(常勤換算)	14	人
理学療法士	(常勤換算)	15	人
作業療法士	(常勤換算)	16	人
視能訓練士	(常勤換算)	17	人
言語聴覚士	(常勤換算)	18	人
義肢装具士	(常勤換算)	19	人
歯科衛生士	(常勤換算)	20	人
歯科技工士	(常勤換算)	21	人
診療放射線技師	(常勤換算)	22	人
診療エックス線技師	(常勤換算)	23	人
臨床検査技師	(常勤換算)	24	人
衛生検査技師	(常勤換算)	25	人
臨床工学技士	(常勤換算)	26	人
あん摩マッサージ指圧師	(常勤換算)	27	人
柔道整復師	(常勤換算)	28	人
栄養士	(常勤換算)	29	人
精神保健福祉士	(常勤換算)	30	人
社会福祉士	(常勤換算)	31	人
介護福祉士	(常勤換算)	32	人
保育士	(常勤換算)	33	人
その他の技術員	(常勤換算)	34	人
医療社会事業従事者	(常勤換算)	35	人
事務職員	(常勤換算)	36	人
その他の職員	(常勤換算)	37	人

旧・20年調査

(29) 従事者数

(29) 従事者数 (常勤換算係数) (以下第2欄を4倍、第3欄を5倍)			
医師	常勤	01	人
	非常勤(常勤換算)	02	人
歯科医師	常勤	03	人
	非常勤(常勤換算)	04	人
介輔(沖縄県のみ)	(常勤換算)	05	人
薬剤師	(常勤換算)	06	人
保健師	実人員	07	人
	(常勤換算)	08	人
助産師	実人員	09	人
	(常勤換算)	10	人
看護師	実人員	11	人
	(常勤換算)	12	人
准看護師	実人員	13	人
	(常勤換算)	14	人
看護業務補助者	(常勤換算)	15	人
理学療法士	(常勤換算)	16	人
作業療法士	(常勤換算)	17	人
視能訓練士	(常勤換算)	18	人
義肢装具士	(常勤換算)	19	人
歯科衛生士	(常勤換算)	20	人
歯科技工士	(常勤換算)	21	人
社会福祉士	(常勤換算)	22	人
介護福祉士	(常勤換算)	23	人
言語聴覚士	(常勤換算)	24	人
精神保健福祉士	(常勤換算)	25	人
診療放射線技師	(常勤換算)	26	人
診療エックス線技師	(常勤換算)	27	人
臨床検査技師	(常勤換算)	28	人
衛生検査技師	(常勤換算)	29	人
臨床工学技士	(常勤換算)	30	人
あん摩マッサージ指圧師	(常勤換算)	31	人
柔道整復師	(常勤換算)	32	人
栄養士	(常勤換算)	33	人
その他の技術員	(常勤換算)	34	人
医療社会事業従事者	(常勤換算)	35	人
事務職員	(常勤換算)	36	人
その他の職員	(常勤換算)	37	人

変更理由等

○介輔(沖縄県のみ)
「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により存続された資格であるが、平成20年10月をもって有資格者が計上されなくなったため、削除する。

○保育士
医療施設に在籍する保育士については、近年その役割が目目されているが、その数は把握されていないことから、調査項目として追加する。

○義肢装具士～栄養士までの項目順について、病院報告の従事者票に合わせた項目順に変更する。

【歯科診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等
<p>(4) 開設者</p> <p>01 厚生労働省</p> <p>02 独立行政法人国立病院機構</p> <p>03 国立大学法人</p> <p>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>05 国立高度専門医療研究センター</p> <p>06 その他</p> <p>07 都道府県</p> <p>08 市町村</p> <p>09 地方独立行政法人</p> <p>10 日赤</p> <p>11 済生会</p> <p>12 北海道社会事業協会</p> <p>13 厚生連</p> <p>14 国民健康保険団体連合会</p> <p>15 全国社会保険協会連合会</p> <p>16 厚生年金事業振興団</p> <p>17 船員保険会</p> <p>18 健康保険組合及びその連合会</p> <p>19 共済組合及びその連合会</p> <p>20 国民健康保険組合</p> <p>21 公益法人</p> <p>22 医療法人</p> <p>23 私立学校法人</p> <p>24 社会福祉法人</p> <p>25 医療生協</p> <p>26 会社</p> <p>27 その他の法人</p> <p>28 個人</p>	<p>(4) 開設者</p> <p>01 厚生労働省</p> <p>02 独立行政法人国立病院機構</p> <p>03 国立大学法人</p> <p>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>05 その他</p> <p>06 都道府県</p> <p>07 市町村</p> <p>08 地方独立行政法人</p> <p>09 日赤</p> <p>10 済生会</p> <p>11 北海道社会事業協会</p> <p>12 厚生連</p> <p>13 国民健康保険団体連合会</p> <p>14 全国社会保険協会連合会</p> <p>15 厚生年金事業振興団</p> <p>16 船員保険会</p> <p>17 健康保険組合及びその連合会</p> <p>18 共済組合及びその連合会</p> <p>19 国民健康保険組合</p> <p>20 公益法人</p> <p>21 医療法人</p> <p>22 私立学校法人</p> <p>23 社会福祉法人</p> <p>24 医療生協</p> <p>25 会社</p> <p>26 その他の法人</p> <p>27 個人</p>	<p>変更理由等</p> <p>国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴い、開設者の区分に「05 国立高度専門医療研究センター」を加える。</p>

【歯科診療所票】

新・23年調査(案)

(12) 表示診療時間の状況

通常の1週間の診療時間

合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。

表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。

曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 ～ 23時	23時 ～ 24時以降
月曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
火曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
水曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
木曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
金曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
土曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
日曜日	1	2	3	4	5	6	7	8 9
休日	1	2	3	4	5	6	7	8 9

旧・20年調査

(11) 表示診療時間の状況

通常の1週間の診療時間 (時間)

表示診療時間 通常診療している時間帯に○をつけ、「3」に○をつけた場合は、括弧内に18時以降の表示診療時間を記入してください。

平日は、診療時間が同じ曜日に○をつけ、まとめて記入してください。

	午前	午後	18時以降
(月・火・水・木・金)	1	2	3 (時 分 迄)
(月・火・水・木・金)	1	2	3 (時 分 迄)
(月・火・水・木・金)	1	2	3 (時 分 迄)
(月・火・水・木・金)	1	2	3 (時 分 迄)
(月・火・水・木・金)	1	2	3 (時 分 迄)
土曜日	1	2	3 (時 分 迄)
日曜日	1	2	3 (時 分 迄)
休日	1	2	3 (時 分 迄)

変更理由等

記入者に分かりやすいよう、18時以降の表示診療時間について、記入から時間帯に○をつける方式に変更し、平日の曜日については、○をつける方式からそれぞれの曜日ごとに記入欄を設けるよう変更した。

(16) 医療安全体制

各項目について○または△を記入してください。

	責 任 者			
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置 して いない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4
院内感染防止対策	1	2	3	4
医療機器安全管理	1	2	3	
医薬品安全管理	1	2	3	

(15) 医療安全体制

各項目について○または△を記入してください。

責任者の資格と専任・兼務の別	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理
歯科医師	1	1	1	1
医師	2	2	2	2
薬剤師	3	3	3	3
看護師	4	4	4	4
歯科衛生士	5	5	5	5
診療放射線技師	6	6	6	
臨床検査技師	7	7	7	
その他	8	8		
配置していない	9	9		
*専任・兼務	1	1	1	1
兼務	2	2	2	2
医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)			3	

患者相談担当者の配置の有無

1 有 2 無

○責任者の資格と専任・兼務の別
記入者に分かりやすいよう、表頭と表側の配置を変更する。
責任者の専任・兼務の別については、一定の傾向が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。

○患者相談担当者の配置の有無
一定の傾向が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。

新(平成23年10月分から)	旧(平成23年9月分まで)	変更理由等																																																																																																		
<p>(10) 診療科目</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="10">診</td><td>01 内科</td></tr> <tr><td>02 呼吸器内科</td></tr> <tr><td>03 循環器内科</td></tr> <tr><td>04 消化器内科 (胃腸内科)</td></tr> <tr><td>05 腎臓内科</td></tr> <tr><td>06 神経内科</td></tr> <tr><td>07 糖尿病内科 (代謝内科)</td></tr> <tr><td>08 血液内科</td></tr> <tr><td>09 皮膚科</td></tr> <tr><td>10 アレルギー科</td></tr> <tr><td rowspan="10">療</td><td>11 リウマチ科</td></tr> <tr><td>12 感染症内科</td></tr> <tr><td>13 小児科</td></tr> <tr><td>14 精神科</td></tr> <tr><td>15 心療内科</td></tr> <tr><td>16 外科</td></tr> <tr><td>17 呼吸器外科</td></tr> <tr><td>18 心臓血管外科</td></tr> <tr><td>19 乳腺外科</td></tr> <tr><td>20 気管食道外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">科</td><td>21 消化器外科 (胃腸外科)</td></tr> <tr><td>22 泌尿器科</td></tr> <tr><td>23 肛門外科</td></tr> <tr><td rowspan="2">II</td><td>24 脳神経外科</td></tr> <tr><td>25 整形外科</td></tr> <tr><td>26 形成外科</td></tr> <tr><td>27 美容外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">目</td><td>28 眼科</td></tr> <tr><td>29 耳鼻いんこう科</td></tr> <tr><td>30 小児外科</td></tr> <tr><td>31 産婦人科</td></tr> <tr><td>32 産科</td></tr> <tr><td>33 婦人科</td></tr> <tr><td>34 リハビリテーション科</td></tr> <tr><td>35 放射線科</td></tr> <tr><td>36 麻酔科</td></tr> <tr><td rowspan="7">III</td><td>37 病理診断科</td></tr> <tr><td>38 臨床検査科</td></tr> <tr><td>39 救急科</td></tr> <tr><td>40 歯科</td></tr> <tr><td>41 矯正歯科</td></tr> <tr><td>42 小児歯科</td></tr> <tr><td>43 歯科口腔外科</td></tr> </table>	診	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科 (胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科 (代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	療	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	科	21 消化器外科 (胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	II	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	目	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	III	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 歯科	41 矯正歯科	42 小児歯科	43 歯科口腔外科	<p>(10) 診療科目</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="10">診</td><td>01 内科</td></tr> <tr><td>02 呼吸器内科</td></tr> <tr><td>03 循環器内科</td></tr> <tr><td>04 消化器内科 (胃腸内科)</td></tr> <tr><td>05 腎臓内科</td></tr> <tr><td>06 神経内科</td></tr> <tr><td>07 糖尿病内科 (代謝内科)</td></tr> <tr><td>08 血液内科</td></tr> <tr><td>09 皮膚科</td></tr> <tr><td>10 アレルギー科</td></tr> <tr><td rowspan="10">療</td><td>11 リウマチ科</td></tr> <tr><td>12 感染症内科</td></tr> <tr><td>13 小児科</td></tr> <tr><td>14 精神科</td></tr> <tr><td>15 心療内科</td></tr> <tr><td>16 外科</td></tr> <tr><td>17 呼吸器外科</td></tr> <tr><td>18 心臓血管外科 (循環器外科)</td></tr> <tr><td>19 乳腺外科</td></tr> <tr><td>20 気管食道外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">科</td><td>21 消化器外科 (胃腸外科)</td></tr> <tr><td>22 泌尿器科</td></tr> <tr><td>23 肛門外科</td></tr> <tr><td rowspan="2">II</td><td>24 脳神経外科</td></tr> <tr><td>25 整形外科</td></tr> <tr><td>26 形成外科</td></tr> <tr><td>27 美容外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">目</td><td>28 眼科</td></tr> <tr><td>29 耳鼻いんこう科</td></tr> <tr><td>30 小児外科</td></tr> <tr><td>31 産婦人科</td></tr> <tr><td>32 産科</td></tr> <tr><td>33 婦人科</td></tr> <tr><td>34 リハビリテーション科</td></tr> <tr><td>35 放射線科</td></tr> <tr><td>36 麻酔科</td></tr> <tr><td rowspan="7">III</td><td>37 病理診断科</td></tr> <tr><td>38 臨床検査科</td></tr> <tr><td>39 救急科</td></tr> <tr><td>40 歯科</td></tr> <tr><td>41 矯正歯科</td></tr> <tr><td>42 小児歯科</td></tr> <tr><td>43 歯科口腔外科</td></tr> </table>	診	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科 (胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科 (代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	療	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科 (循環器外科)	19 乳腺外科	20 気管食道外科	科	21 消化器外科 (胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	II	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	目	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	III	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 歯科	41 矯正歯科	42 小児歯科	43 歯科口腔外科	<p>心臓血管外科の標ぼうは医療法で認められていたところであり、循環器外科は、平成20年4月1日から標ぼう可能な診療科目が柔軟な方式に変更されたことによりできた診療科目である。よって平成19年度以前から標ぼう可能であった「心臓血管外科」での標ぼうが多数である実態に合わせ、表記を「心臓血管外科」と変更する。</p>
診		01 内科																																																																																																		
		02 呼吸器内科																																																																																																		
		03 循環器内科																																																																																																		
		04 消化器内科 (胃腸内科)																																																																																																		
		05 腎臓内科																																																																																																		
		06 神経内科																																																																																																		
		07 糖尿病内科 (代謝内科)																																																																																																		
		08 血液内科																																																																																																		
		09 皮膚科																																																																																																		
	10 アレルギー科																																																																																																			
療	11 リウマチ科																																																																																																			
	12 感染症内科																																																																																																			
	13 小児科																																																																																																			
	14 精神科																																																																																																			
	15 心療内科																																																																																																			
	16 外科																																																																																																			
	17 呼吸器外科																																																																																																			
	18 心臓血管外科																																																																																																			
	19 乳腺外科																																																																																																			
	20 気管食道外科																																																																																																			
科	21 消化器外科 (胃腸外科)																																																																																																			
	22 泌尿器科																																																																																																			
	23 肛門外科																																																																																																			
	II	24 脳神経外科																																																																																																		
		25 整形外科																																																																																																		
	26 形成外科																																																																																																			
	27 美容外科																																																																																																			
	目	28 眼科																																																																																																		
		29 耳鼻いんこう科																																																																																																		
		30 小児外科																																																																																																		
31 産婦人科																																																																																																				
32 産科																																																																																																				
33 婦人科																																																																																																				
34 リハビリテーション科																																																																																																				
35 放射線科																																																																																																				
36 麻酔科																																																																																																				
III		37 病理診断科																																																																																																		
	38 臨床検査科																																																																																																			
	39 救急科																																																																																																			
	40 歯科																																																																																																			
	41 矯正歯科																																																																																																			
	42 小児歯科																																																																																																			
	43 歯科口腔外科																																																																																																			
診	01 内科																																																																																																			
	02 呼吸器内科																																																																																																			
	03 循環器内科																																																																																																			
	04 消化器内科 (胃腸内科)																																																																																																			
	05 腎臓内科																																																																																																			
	06 神経内科																																																																																																			
	07 糖尿病内科 (代謝内科)																																																																																																			
	08 血液内科																																																																																																			
	09 皮膚科																																																																																																			
	10 アレルギー科																																																																																																			
療	11 リウマチ科																																																																																																			
	12 感染症内科																																																																																																			
	13 小児科																																																																																																			
	14 精神科																																																																																																			
	15 心療内科																																																																																																			
	16 外科																																																																																																			
	17 呼吸器外科																																																																																																			
	18 心臓血管外科 (循環器外科)																																																																																																			
	19 乳腺外科																																																																																																			
	20 気管食道外科																																																																																																			
科	21 消化器外科 (胃腸外科)																																																																																																			
	22 泌尿器科																																																																																																			
	23 肛門外科																																																																																																			
	II	24 脳神経外科																																																																																																		
		25 整形外科																																																																																																		
	26 形成外科																																																																																																			
	27 美容外科																																																																																																			
	目	28 眼科																																																																																																		
		29 耳鼻いんこう科																																																																																																		
		30 小児外科																																																																																																		
31 産婦人科																																																																																																				
32 産科																																																																																																				
33 婦人科																																																																																																				
34 リハビリテーション科																																																																																																				
35 放射線科																																																																																																				
36 麻酔科																																																																																																				
III		37 病理診断科																																																																																																		
	38 臨床検査科																																																																																																			
	39 救急科																																																																																																			
	40 歯科																																																																																																			
	41 矯正歯科																																																																																																			
	42 小児歯科																																																																																																			
	43 歯科口腔外科																																																																																																			

【歯科診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																		
<p>(17) 歯科設備</p> <p>(17) 歯科設備 (常勤換算) (人数以下第2位を四捨五入)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>歯科診療台</td><td>(</td><td>台)</td></tr> <tr><td>2</td><td>デンタルX線装置(アナログ)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>デンタルX線装置(デジタル)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>パノラマX線装置(アナログ)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>パノラマX線装置(デジタル)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>ポータブル歯科ユニット</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>オートクレープ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>吸入鎮静装置</td><td></td><td></td></tr> </table>	1	歯科診療台	(台)	2	デンタルX線装置(アナログ)			3	デンタルX線装置(デジタル)			4	パノラマX線装置(アナログ)			5	パノラマX線装置(デジタル)			6	ポータブル歯科ユニット			7	オートクレープ			8	吸入鎮静装置			<p>(16) 歯科設備</p> <p>(16) 歯科設備 (常勤換算) (人数以下第2位を四捨五入)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>歯科診療台</td><td>(</td><td>台)</td></tr> <tr><td>2</td><td>パノラマX線装置</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>オートクレープ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>生体モニター</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>超音波歯石除去器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>口腔内画像処理システム</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>吸入鎮静装置</td><td></td><td></td></tr> </table>	1	歯科診療台	(台)	2	パノラマX線装置			3	オートクレープ			4	生体モニター			5	超音波歯石除去器			6	口腔内画像処理システム			7	吸入鎮静装置			<p>○「パノラマX線装置」、「生体モニター」、「超音波歯石除去器」、「口腔内画像処理システム」については、おおまかな傾向が把握できたため削除する。</p> <p>○「デンタルX線装置(アナログ)」、「デンタルX線装置(デジタル)」、「パノラマX線装置(アナログ)」、「パノラマX線装置(デジタル)」、「ポータブル歯科ユニット」について、行政としてより実態を把握する必要性が高いものを追加する。</p>																																																						
1	歯科診療台	(台)																																																																																																																	
2	デンタルX線装置(アナログ)																																																																																																																			
3	デンタルX線装置(デジタル)																																																																																																																			
4	パノラマX線装置(アナログ)																																																																																																																			
5	パノラマX線装置(デジタル)																																																																																																																			
6	ポータブル歯科ユニット																																																																																																																			
7	オートクレープ																																																																																																																			
8	吸入鎮静装置																																																																																																																			
1	歯科診療台	(台)																																																																																																																	
2	パノラマX線装置																																																																																																																			
3	オートクレープ																																																																																																																			
4	生体モニター																																																																																																																			
5	超音波歯石除去器																																																																																																																			
6	口腔内画像処理システム																																																																																																																			
7	吸入鎮静装置																																																																																																																			
<p>削除</p>	<p>(17) 歯みがき指導室</p> <p>(17) 歯みがき指導室 (有/無)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>有</td></tr> <tr><td>2</td><td>無</td></tr> </table>	1	有	2	無	<p>おおまかな傾向が把握できたため削除する。</p>																																																																																																														
1	有																																																																																																																			
2	無																																																																																																																			
<p>(19) インプラント手術の実施状況</p> <p>(19) インプラント手術の実施状況 (9月中の実施件数)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>実施している</td><td>9月中の実施件数 (</td><td>件)</td></tr> <tr><td>2</td><td>実施していない</td><td></td><td></td></tr> </table>	1	実施している	9月中の実施件数 (件)	2	実施していない			<p>(19) 手術等の実施状況</p> <p>(19) 手術等の実施状況 (9月中の実施件数)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>歯周外科手術</td></tr> <tr><td>2</td><td>骨折・顎骨腫瘍手術等</td></tr> <tr><td>3</td><td>インプラント手術</td></tr> <tr><td>4</td><td>していない</td></tr> </table>	1	歯周外科手術	2	骨折・顎骨腫瘍手術等	3	インプラント手術	4	していない	<p>社会診療行為別調査で手術件数の把握が可能な「歯周外科手術」、「骨折・顎骨腫瘍手術等」について削除し、保険外手術で実態を把握する必要がある「インプラント手術」については引き続き調査し、9月中の実施件数について追加する。</p>																																																																																																		
1	実施している	9月中の実施件数 (件)																																																																																																																	
2	実施していない																																																																																																																			
1	歯周外科手術																																																																																																																			
2	骨折・顎骨腫瘍手術等																																																																																																																			
3	インプラント手術																																																																																																																			
4	していない																																																																																																																			
<p>(21) 従事者数</p> <p>(21) 従事者数 (常勤換算) (人数以下第2位を四捨五入)</p> <table border="1"> <tr><td>歯科医師</td><td>常勤</td><td>01</td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>非常勤(常勤換算)</td><td>02</td><td>人</td></tr> <tr><td>医師</td><td>常勤</td><td>03</td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>非常勤(常勤換算)</td><td>04</td><td>人</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>(常勤換算)</td><td>05</td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">歯科衛生士</td><td>常勤</td><td>06</td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>07</td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">歯科技工士</td><td>常勤</td><td>08</td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>09</td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">看護師</td><td>実人員</td><td>10</td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>11</td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">准看護師</td><td>実人員</td><td>12</td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>13</td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科業務補助者</td><td>(常勤換算)</td><td>14</td><td>人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>(常勤換算)</td><td>15</td><td>人</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>(常勤換算)</td><td>16</td><td>人</td></tr> </table>	歯科医師	常勤	01	人		非常勤(常勤換算)	02	人	医師	常勤	03	人		非常勤(常勤換算)	04	人	薬剤師	(常勤換算)	05	人	歯科衛生士	常勤	06	人	非常勤(常勤換算)	07	人	歯科技工士	常勤	08	人	非常勤(常勤換算)	09	人	看護師	実人員	10	人	(常勤換算)	11	人	准看護師	実人員	12	人	(常勤換算)	13	人	歯科業務補助者	(常勤換算)	14	人	事務職員	(常勤換算)	15	人	その他の職員	(常勤換算)	16	人	<p>(22) 従事者数</p> <p>(22) 従事者数 (常勤換算) (人数以下第2位を四捨五入)</p> <table border="1"> <tr><td>歯科医師</td><td>常勤</td><td>01</td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>非常勤(常勤換算)</td><td>02</td><td>人</td></tr> <tr><td>医師</td><td>常勤</td><td>03</td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>非常勤(常勤換算)</td><td>04</td><td>人</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>(常勤換算)</td><td>05</td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科衛生士</td><td>(常勤換算)</td><td>06</td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科技工士</td><td>(常勤換算)</td><td>07</td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">看護師</td><td>実人員</td><td>08</td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>09</td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">准看護師</td><td>実人員</td><td>10</td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>11</td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科業務補助者</td><td>(常勤換算)</td><td>12</td><td>人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>(常勤換算)</td><td>13</td><td>人</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>(常勤換算)</td><td>14</td><td>人</td></tr> </table>	歯科医師	常勤	01	人		非常勤(常勤換算)	02	人	医師	常勤	03	人		非常勤(常勤換算)	04	人	薬剤師	(常勤換算)	05	人	歯科衛生士	(常勤換算)	06	人	歯科技工士	(常勤換算)	07	人	看護師	実人員	08	人	(常勤換算)	09	人	准看護師	実人員	10	人	(常勤換算)	11	人	歯科業務補助者	(常勤換算)	12	人	事務職員	(常勤換算)	13	人	その他の職員	(常勤換算)	14	人	<p>「歯科衛生士」、「歯科技工士」について、歯科診療所での詳細な従事者数を把握する必要から、それぞれ常勤・非常勤ごとの常勤換算に変更する。</p>
歯科医師	常勤	01	人																																																																																																																	
	非常勤(常勤換算)	02	人																																																																																																																	
医師	常勤	03	人																																																																																																																	
	非常勤(常勤換算)	04	人																																																																																																																	
薬剤師	(常勤換算)	05	人																																																																																																																	
歯科衛生士	常勤	06	人																																																																																																																	
	非常勤(常勤換算)	07	人																																																																																																																	
歯科技工士	常勤	08	人																																																																																																																	
	非常勤(常勤換算)	09	人																																																																																																																	
看護師	実人員	10	人																																																																																																																	
	(常勤換算)	11	人																																																																																																																	
准看護師	実人員	12	人																																																																																																																	
	(常勤換算)	13	人																																																																																																																	
歯科業務補助者	(常勤換算)	14	人																																																																																																																	
事務職員	(常勤換算)	15	人																																																																																																																	
その他の職員	(常勤換算)	16	人																																																																																																																	
歯科医師	常勤	01	人																																																																																																																	
	非常勤(常勤換算)	02	人																																																																																																																	
医師	常勤	03	人																																																																																																																	
	非常勤(常勤換算)	04	人																																																																																																																	
薬剤師	(常勤換算)	05	人																																																																																																																	
歯科衛生士	(常勤換算)	06	人																																																																																																																	
歯科技工士	(常勤換算)	07	人																																																																																																																	
看護師	実人員	08	人																																																																																																																	
	(常勤換算)	09	人																																																																																																																	
准看護師	実人員	10	人																																																																																																																	
	(常勤換算)	11	人																																																																																																																	
歯科業務補助者	(常勤換算)	12	人																																																																																																																	
事務職員	(常勤換算)	13	人																																																																																																																	
その他の職員	(常勤換算)	14	人																																																																																																																	